

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

(株) 新出組 輪島市河井町21-64-2

2 指名停止期間

平成26年10月9日から平成26年10月22日まで (2週間)

3 指名停止理由

平成26年9月29日に、奥能登土木総合事務所発注の「岡本 急傾斜地崩壊対策工事(擁壁工)」において、木の伐採作業時に、2次下請業者の作業員がチェーンソーにより足首を裂傷した。

翌30日に、穴水労働基準監督署は、労働安全衛生法に反し必要な措置を行っていなかったとして、(株)新出組及び2次下請業者に対し是正勧告書を出した。

現場の安全管理措置の不適切により工事関係者に事故が生じたことは、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第1第7号に該当すると認められるため、指名停止とする。

4 石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱

別表第1 (石川県内において生じた事故等に基づく措置基準)

措 置 要 件	期 間
(工事関係者事故) 7 県工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたときと認められるとき。	2週間以上 4箇月以内

土木部監理課 入札・契約G
担 当 越田
内 線 5023
外 線 076-225-1712